

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、情報公開条例（平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成17年9月13日付けで、「私が平成 年 月 日、 署内において、脅迫容疑で逮捕された数ヶ月後に、 等の被害者、 宛に、脅迫状が手紙で届いていると、脅迫状を受け取った から、 が聞き、確認を致しました。 が、申すには、すべて警察に届けであるから、そちらから聞いてくれとの事でしたので、その脅迫状の手紙と内容、手紙を受け取り、警察（ 署）へ届け出た経緯を話した、 の供述調書を開示請求します。」として、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年9月30日、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

イ 条例第8条第1項第2号該当

「本件開示請求は、特定個人を名指ししての請求であって、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、個人情報を開示することとなり、特定個人の権利利益を害するおそれがある。仮に、開示請求に係る行政文書が存在するとしても、その内容については、条例第8条第1項第2号に該当するため非開示となる。」

ロ 条例第8条第1項第4号該当

「本件開示請求は、特定個人を名指ししての請求であって、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、特定個人に関わる犯罪捜査の有無等が明らかとなり、以後の犯罪の捜査、予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。仮に、開示請求に係る行政文書

が存在するとしても、その内容については、条例第8条第1項第4号に該当するため非開示となる。」

- 3 審査請求人は、平成17年10月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求を行った。

なお、公安委員会は、当該審査請求について、審査請求の理由等に関する記載が不明瞭であるなど補正を要する箇所があるため、行政不服審査法第21条の規定により、同年10月24日に審査請求人に補正を命じ、同年11月14日に補正された審査請求書を受理した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書に記載している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 条例第11条について

本件処分は存否を明らかにしない決定である。本件処分は、 宅に郵便で届いた への脅迫状及び当該脅迫状を取得したときの状況を話したであろう の供述調書の存在を明らかにしないというだけで、存在を否定するものではない。本件開示請求に対する処分を行うに当たり、行政文書を保有していなければ、その旨通知することもできるにもかかわらず、本件処分は存否を明らかにしない決定という、実にあいまいな決定である。

条例第11条には、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるときは実施機関は当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。つまり、本件開示請求をしたものは非開示情報に当たると思われるが、行政文書自体は存在することになり、存在しなければ保有していない旨の決定をすることもできる。

実際、 の被害者である に対する脅迫状が 宅に届いていることを、 本人から審査請求人の が聞いており、その際、詳しいこと

は 警察署から聞いて下さいと言われている事実がある。

(2) 条例第8条第1項第2号について

脅迫状を取得した 自身が、個人に関する情報が記録されている行政文書について、実施機関が明らかにすることを望んでいるのであるから、  
の意思を尊重すべきであり、実施機関がこれを拒む理由などないはずである。また、個人の保護されるべき権利利益が害されるとは言えない。

(3) 条例第8条第1項第4号について

本件開示請求をした行政文書が公開されたとしても、被害者である  
に危害が及ぶとは考えられないし、公共安全と秩序が乱されるとは到底  
思えない。

宅に届いたという に対する脅迫状の内容によっては、 事件  
の真相、真犯人の存在が明らかとなり、逆に公共安全と秩序の維持が保  
たれるはずだ。しかし、ことさら、実施機関が真実を明らかにしようと  
しないのは証拠を隠蔽しようとしているものと思われる。

平成 年 月 日に、審査請求人は最高裁で に対する に対して  
有罪が確定した。裁判でも審査請求人が逮捕されてから数か月後に被害者  
に対して、事件に関係した内容の脅迫状が届いているとの情報を元に調べ  
てほしいと訴え続けていたが、結局、真相は明らかにされないまま有罪と  
なった。無実の罪で有罪判決を受け、刑務所に収容されることほど、公共  
の安全と秩序を乱すことはない。

(4) その他の主張について

警察法（昭和29年法律第162号）第2条は、第1項で「警察は、個人の  
生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の  
逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持に当ることをもってその  
責務とする。」、第2項で「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限ら  
れるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中  
正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉  
にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定してい  
る。

しかし、審査請求人が逮捕された平成 年 月 日以降の数か月後に、  
被害者である へてに脅迫状が届いており、審査請求人は逮捕されてい  
て脅迫状など出すことは不可能であるから、審査請求人が犯人でない重大

な事実となり得るにもかかわらず、その事実を隠蔽しようとするもので、実施機関は警察法第2条に反し、予断と偏見を持って捜査をしたと思われる。また、公判では、審査請求人が見つけたと主張していた脅迫状以外にも、に対して脅迫状が届いていたという事実が検察側からは出されておらず、公平な証拠に基づいた裁判を受けられているとは思えない。捜査機関は進んで真相究明すべき立場であるにもかかわらず、事実を隠蔽しようとしているとしか思えないから、警察官としての良心があるのならば、真実を教えてほしい。

審査請求人は、今まで、裁判の場において、審査請求人の見つけた脅迫する手紙について供述してきたが、その内容は、事件に関することが書かれてあり、というものだった。これが唯一の脅迫状と思っていたが、審査請求人が脅迫容疑で逮捕された平成年月日以降の数か月後にを脅迫する手紙が、宅へ届けられているとの情報を得た。

以上のことから、審査請求人が見つけた脅迫状とが警察に届けた脅迫状の内容の相違によっては、審査請求人の有罪判決に大きな影響を与えることは間違いない。情報公開審査会（以下「審査会」という。）において、実施機関が持っている脅迫状を公にしないまでも、その内容を確認して、審査請求人の見つけた脅迫状との共通点があれば、事件の真相を究明するため、実施機関の持っている脅迫状のコピー又はその内容を教えてほしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 条例第11条の該当性について

本件開示請求は、特定の個人にあてた脅迫状及び特定の個人に係る供述調書の開示を求めているものであり、請求の内容からも個人に関する情報が記録されている行政文書であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと認められ、当該行政文書の存在自体を明らかにすることにより、当該個人が保護されるべき権利利益が害されるおそれがある。

また、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、特定の個人に脅迫状が送り付けられ、脅迫されていること及び当該事案について警察が捜査していることの有無が明らかとなり、このことによって、犯罪行為に関わった者が証拠隠滅や逃亡を図り、又は関係者を威迫するおそれがあるなど、以後の捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められ

る。

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件開示請求に対応する行政文書が仮に存在するとしても、当該行政文書には、特定の個人の住所、氏名など特定の個人が識別され、又は識別され得るもののほか、個人の内心に関する記述や脅迫内容等が記録されており、これらを開示することにより、当該個人の権利利益が害されるおそれがある。

(3) 条例第8条第1項第4号の該当性について

本件開示請求に対応する行政文書が仮に存在するとしても、当該行政文書には、供述者の体験に基づく事実関係など本人しか知り得ない情報等が記録されており、これらを開示することにより、捜査の状況等が明らかとなり、犯罪行為にかかわった者が証拠隠滅や逃亡を図り、又は関係者を威迫するおそれがあるなど、以後の犯罪の捜査が困難になるおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を促進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係

る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。条例第11条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものである。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、「審査請求人が逮捕された平成 年 月 日以降の数か月後に へあてに届いた脅迫状」及び「当該脅迫状に関する の供述調書」に係るものであり、実施機関は、これらが実施機関において存在するか否かという情報が条例第8条第1項第2号及び第4号の規定に該当するとして条例第11条を適用しているため、以下その該当性を検討する。

### 3 条例第8条第1項第2号の該当性について

#### (1) 条例第8条第1項第2号について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」に該当する情報が記載されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行

政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については, 同号本文に該当する場合であっても, 当該行政文書のうち当該部分の開示をしなければならないと規定している。

- (2) 「審査請求人が逮捕された平成 年 月 日以降の数か月後に あてに届いた脅迫状」の存否を答えることにより明らかになる情報の条例第8条第1項第2号の該当性について

本件開示請求において, 審査請求人は, 個人を特定した上で, 当該個人あての脅迫状の開示を求めていることから, 実施機関が「審査請求人が逮捕された平成 年 月 日以降の数か月後に あてに届いた脅迫状」と記された開示請求書を受理した場合のとりえ方について検討する。

まず, 実施機関から聴取したところによれば, 脅迫状とは, 人の生命, 身体, 自由, 名誉又は財産に対し危害を加える旨を書面で告知して脅し迫るものをいい, 脅迫事件の捜査をする上で犯罪と犯人とを結びつける証拠物であって, 刑事司法手続の一環である捜査の過程において押収され, 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)にいう「証拠物」に該当するとのことである。

また, 脅迫状は, 被疑者等からの差押えや被害者等からの任意提出等により捜査機関が入手した場合, 刑事訴訟法及び犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)に基づき, 次のように取り扱うこととされている。

#### イ 捜査機関による搜索, 差押え, 検証

捜査機関は, 搜索差押令状に基づく搜索等により被疑者等から脅迫状を差押えた場合は, 刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第99条に基づき, 差押状の執行調書を作成し, 搜索, 差押え状況を明らかにしておくことになっている。

#### □ 捜査機関による領置

捜査機関は、事件の被害者等から任意の提出に係るものを領置する場合は、当該被害者等に任意提出書を作成させ、提出を受けた捜査機関は、領置調書を作成し、入手状況を明らかにしておくことになっている。

一般的に脅迫事件の届出があった場合、警察は、被害者等から脅迫の内容及びその形態並びに被疑者等について、その時点で判明している事項について確認を行い、それら判明した事項から事件性があると判断した場合には、任意に被害届の提出及び脅迫状等証拠物の提出を受け、被疑者の特定、検挙に向けた所要の捜査が開始されることになっている。また、これら捜査の過程で、被疑者以外の被害者及び関係者等に対し、捜査に必要な事項を取調べした場合には、参考人供述調書を作成し、犯罪事実を証明する捜査記録の一部として被疑者を検挙した後に、その他の捜査記録とともに検察官に送致することになっている。

本件開示請求は個人を特定した上でなされており、あての脅迫状が警察により犯罪被害の証拠物として取り扱われたか否かに関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、法令の規定により、又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イには該当しない。また、は公務員でないことから、同号ただし書ロに規定する公務員の職務遂行情報に当たらないことは論をまたない。

#### (3) 「当該脅迫状に関する の供述調書」の存否を答えることにより明らかになる情報の条例第8条第1項第2号の該当性について

本件開示請求において、審査請求人は、個人を特定した上で、当該個人の供述調書の開示を求めていることから、実施機関が「当該脅迫状に関する の供述調書」と記された開示請求書を受理した場合のとらえ方について検討する。

まず、実施機関から聴取したところによれば、供述調書とは、刑事司法手続の一環である捜査の過程で、捜査機関が被疑者及び参考人に対して取調べを行った際に作成する捜査書類で、取調べにおいて被疑者又は参考人から聴き取った内容を供述どおりに文書にした書類であって、刑事訴訟法



にいう「訴訟に関する書類」に該当するとのことである。

イ 被疑者供述調書

捜査機関による取調べにおいて、被疑者が供述した内容を被疑者供述調書として録取し作成するもので、犯罪捜査規範により聴取すべき事項が定められている。

ロ 参考人供述調書

犯罪捜査の目的を達成するため、被疑者以外で必要があると判断される被害者及び関係者等に対して取調べを行った際に作成する書類で、捜査上必要な事項のほか、被疑者との関係等について聴き取った内容が書き記されている。

また、捜査機関は、どちらの供述調書も、犯罪捜査規範に基づき、録取した内容を供述者に閲覧又は読み聞かせ、記載内容に誤りがないことを確認した上で署名押印を求めることとされている。

一般的に脅迫事件の届出があった場合の警察の対応は、前述（8ページ5行目から13行目まで）のとおりである。

本件開示請求は個人を特定した上でなされており、 の供述調書が警察により作成されたか否かに関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、法令の規定により、又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イには該当しない。また、 は公務員でないことから、同号ただし書ロに規定する公務員の職務遂行情報に当たらないことは論をまたない。

- (4) したがって、個人を特定した上で行った本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、当該個人あての脅迫状や供述調書が存在することと同様の結果が生じ、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるため、他の条項の該当性について判断するまでもなく、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

4 その他の主張について

審査請求人は、逮捕された平成 年 月 日以降に あてに脅迫状を出すことは不可能であり、審査請求人が犯人ではない証拠となることから、実

実施機関は当該脅迫状や の供述調書を公開し、真実を明らかにすべきだと主張する。

しかしながら、審査会は、本件処分の条例上の適否について判断を行うものであり、審査請求人の上記主張は、この判断に直接関わらないものであることから、審査会の判断する内容のものではない。

また、その他の主張についても、審査会の結論を左右するものではない。

## 5 結論

以上のとおり「審査請求人が逮捕された平成 年 月 日以降の数か月後に にあてに届いた脅迫状」及び「当該脅迫状に関する の供述調書」が実施機関において存在するか否かという情報は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示情報に該当する。

したがって、その他の条項の該当性について判断するまでもなく、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで非開示情報を開示することになるとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.11.30	○ 諮問を受けた。(諮問第173号)
18. 1.17	○ 審査請求人から意見書を受理した。
18.11. 6 (第239回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.11.29 (第240回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.12.21 (第241回審査会)	○ 実施機関から処分理由等を聴取した。
19. 1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	区分	備考
石井彦壽	学識経験者	
大葉由佳	情報公開制度を理解する者	
木下淑恵	学識経験者	会長職務代理者
武田貴志	法律家	会長
馬場亨	法律家	

(平成19年3月9日現在)